

第4回 地方税制のあり方に関する検討会 議事概要

- 1 日時 令和7年6月3日(火) 13時30分～15時30分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 小西座長、内田委員、西野委員、古谷委員、星野委員、
上村委員、小西委員、坂巻委員、佐藤委員、林委員、
吉村委員

4 議事次第

- 1 開会
- 2 議事
(1) 道府県民税利子割について
- 3 閉会

5 議事の経過

- 総務省より、今後の検討にあたっての論点について説明を行い、その後、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)

<利子割税収の分析について>

- インターネット銀行・支店の増加など、本店所在地に利子割が納付される形態が存在することによる構造的な乖離が継続することについて、概ね確認できたことから、制度的手当が必要ではないか。
- インターネット銀行の増加等を踏まえると、利子割税収の在り方について何らかの制度改正を検討する必要性が認められる。
- 神奈川県・千葉県・埼玉県における利子割シェアが預貯金シェアに比べて少なく、その分東京都に集まっている点について、勤務地での口座開設等の要因は制度創設時に想定されたものであるが、集中度合いが強まってきていることを踏まえると、インターネット銀行以外の要因も説明できるのではないか。

- 今後の動向も重要であるが、制度改正が必要となる考え方の前提として、住所地課税ができていない中で乖離が生じているということも課題ではないか。

< 税収帰属の適正化に向けた整理 >

- インターネット銀行の伸長等以外の要因として、そもそも住所地ベースでの預金と課税ベース（口座所在地での預金）の乖離が起きているということを踏まえて整理してよいのではないか。
- 分析を踏まえ、あるべき税収帰属地と課税団体の乖離が起きる構造にあるという形で論旨を整理すべき。
- 清算制度を後発で入れる初の事例であるので、これが地方税制度の中でも限定的な限られた状況で起こる事象であることは、丁寧に論じるべき。

< 清算の具体的な手法等 >

- 利子割の清算基準について、個人住民税額・所得金額等の課税データを用いて行うことについては、金融資産の保有分布等を踏まえた追加の分析も含め、論理的な整理をさらに積み上げる必要があるのではないか。
- 清算基準を考慮する上で、預貯金と所得の相関関係を示す意味を明確に示す必要があるのではないか。
- 利子割交付金の交付基準を準用して清算を行うやり方については、自治体、金融機関の事務負担を踏まえると現時点では最善ではないか。
- 若い世代は、給与を預金に回すよりも NISA 等の資金形成に回していることも想定されるので、所得と預貯金利子の間に一定の関連があるのか疑問がある。何故この基準を用いるかについて、分かりやすく説明の上、発信すべきではないか。

< 骨子（案） >

- 清算制度の導入後も「中長期的な視点から検討を続けることが考えられる」との記載について、本来は住所地課税が望ましいことも踏まえ、その点を強調した表現にしてはどうか。

- 住所地課税が困難である理由について、検討会で金融機関からヒアリングを行った内容なども踏まえ、丁寧に説明する必要があるのではないか。